

地域森林計画変更計画書

森林計画区名	計 画 期 間
広 渡 川森林計画区	平成 2 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 7 年 3 月 3 1 日
耳 川森林計画区	平成 2 8 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 8 年 3 月 3 1 日
一ツ瀬川森林計画区	平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 9 年 3 月 3 1 日
大 淀 川森林計画区	平成 3 0 年 4 月 1 日 ～ 平成 4 0 年 3 月 3 1 日

平成 3 0 年変更

宮 崎 県

大 淀 川 森 林 計 画 区

1 変更理由

全国森林計画の策定に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき策定した大淀川地域森林計画書の一部を、同法第5条第5項に基づき変更する。

2 変更始期

平成31年4月1日から適用する。

3 変更の内容

① 「Ⅱ 計画事項」の「第2の1、(1)」を次のとおり変更する。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を配慮の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

本計画区は、温暖で降水量が多く、スギを主体とした育成単層林を維持する施業が積極的に行われていることから、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、適切な間伐等の実施、適確な更新の確保、長伐期化等を推進することとする。

② 「Ⅱ 計画事項」の「第3」、「第3の2、2の(1)のア、6の(2)、(5)」を次のとおり変更する。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の「森林整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土

壤等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとする。

また、伐採が終了しておおむね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

なお、苗木の選定に当たって上記以外の樹種を選定する場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選定するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどと推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

イ 森林施業の共同化

小流域を単位とした森林の集団化が可能な地域にあっては、森林施業プランナーを核として市町村、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

ウ 指導体制の強化

森林施業プランナーの養成を図るとともに、県・市町村・森林組合等関係機関による森林所有者等に対する指導体制を強化するものとする。

(2) 森林経営管理制度の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の確保・育成に関する方針

ア 林業従事者の確保・育成

就業相談会の開催、就業体験等の実施、平成31年4月に開講する「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

イ 林業事業体の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与、福利厚生施設等の整備や社会保険・林業退職金共済掛金等の助成などの事業合理化や雇用改善に必要な支援を行うものとする。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループ等の先導的活動への支援や経営・技術等に関する研修の実施等により、経営感覚に優れた地域の次の世代を担う林業後継者の育成に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進し、オペレーターの養成、共同利用化等を推進するとともに、システム導入に必要な路網、作業ポイント等の施設整備に努めるものとする。

また、地形、経営形態等、地域の特性に応じた低コストで効率的な作業システムの導入を図り、特に林地の保全に留意することとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材（原木）流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、今後の素材生産量の増大や大型製材工場の需要に対応するため、木材加工施設等への直納や他流域の原木市場との連携などにより、地域の状況を踏まえて、安定的・効率的な流通・加工体制の整備を促進することとする。

また、素材生産業者、流通業者及び民有林・国有林が一体となってまとまりのある原木の安定的確保を図り、流通の合理化に努めるものとする。

さらに、木質バイオマス発電施設等への林地残材等の安定的な供給体制を構築するため収集・運搬に必要な資機材や中間土場の整備に努めるものとする。

イ 木材加工の大型化・省力化・高次加工化

木材生産量の増大、県外を中心に急速に多様化する需要者ニーズ等に適確に対応していくため、複数の製材工場等との連携による生産の効率化を図るとともに、JAS規格等に適合する高品質材や乾燥材等の高次加工製品の安定的供給体制の整備を促進するものとする。

また、増加する大径材の加工に対応した生産ラインの整備・充実を進めるとともに、県木材利用技術センターなどと連携し、新たな用途の開発等に努めるものとする。

ウ 木材需要の拡大の推進

木材・住宅業界の連携によるスギ大径材を利用した家づくりや、県内外への県産材の普及やPR、販路の拡大に努め、大口需要者等の多様なニーズに対応する供給体制の整備を図り、「みやざきスギ」ブランドの確立に努めるものとする。

また、公共施設等の木造化・木質化の推進に努めるとともに、公共工事における木材利用を促進するものとする。

さらに、CLTの普及や中国、台湾、韓国など木材の海外輸出促進を図るため、関係機関との連携強化に努めるものとする。

加えて、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

③ 「Ⅱ 計画事項」の「第4の2の(3)」を次のとおり変更する。

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、Ⅱの第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による

被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする
 荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工、地下水排
 除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林
 整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこと
 とする。

特に海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、防潮工、盛土工、植
 栽工等について、津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ、実施することとする。この
 ような観点から、治山事業の計画量をⅡの第6の5の(3)実施すべき治山事業の数量のとおり
 計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難態勢の整備などの
 ソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採
 等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含
 めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を
 用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

④ 「Ⅱ 計画事項」の「第6の5の(1)の①、②」を次のとおり変更する。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数(実面積)	16,909	16,339	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	12,132	11,744	
災害防備のための保安林	4,024	3,895	
保健、風致の保存等のための保安林	1,652	1,599	

注 2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数が内訳の合計に一致し
 ない。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：面積 ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	前半5ヵ年 の計画面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考						
		市 町 村	区 域										
指	総 数			1,782	1,212								
	水源涵養 のための 保安林	総 数			976	588	水資源の 確保及び 林地保全 のため。						
		中部 管内	小 計			206			126				
			宮 崎 市			89			54				
			国 富 町			13			8				
			綾 町			104			64				
		西諸 県管 内	小 計			429			256				
			小 林 市			102			62				
			えびの市 高 原 町			316 11			188 6				
		北諸 県管 内	小 計			341			206				
			都 城 市 三 股 町			127 214			77 129				
		定	災害防備 のための 保安林	総 数					657	528	林地の流 出及び崩 壊等を未 然に防止 するた め。		
				中部 管内	小 計					289			225
					宮 崎 市					239			185
国 富 町 綾 町						17 33	12 28						
西諸 県管 内	小 計					199	164						
	小 林 市					52	42						
	えびの市 高 原 町					123 24	103 19						
北諸 県管 内	小 計					169	139						
	都 城 市 三 股 町					91 78	76 63						

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	前半5ヵ年 の計画面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考	
		市 町 村	区 域					
指 定	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総 数		149	96	保健休養 及びレク リエーシ ョンの場 とするた め。		
		中 部 管 内	小 計		118			75
			宮 崎 市		30			20
			綾 町		88			55
		西 諸 県 管 内	小 計		28			18
			小 林 市		15			10
			高 原 町		13			8
		北 諸 県 管 内	小 計		3			3
都 城 市			3	3				
解 除	該当なし							

注 : 総数と内訳が一致しないのは四捨五入のため